

表 D5-5-6 支出計画と実績比較 (合計)

(単位：千円)

経費の区分 (内訳)	支出計画		実績	差額 A-B
	A	B		
(1) 作業費	162,300	176,577	176,577	△14,277
①外注委託	(※1)	(※1)	158,366	(※2)
②機械保守委託	(※1)	(※1)	1,803	(※2)
③移転作業・工事等	(※1)	(※1)	16,407	(※2)
(2) 印刷製本費	5,967	6,137	6,137	△170
(3) 旅費交通費	-	-	44	△44
(4) 通信運搬費	10,500	5,897	5,897	4,602
(5) 備品・消耗品費	14,800	12,653	12,653	2,146
(6) 賃借料 (事務機器)	1,910	671	671	1,238
(7) 諸経費	90,798	68,571	68,571	22,226
①賃借料・共益費 (オフィス)	(※1)	(※1)	23,550	(※2)
②光熱水費清掃	(※1)	(※1)	2,740	(※2)
③諸経費	(※1)	(※1)	123	(※2)
④人件費	(※1)	(※1)	20,159	(※2)
⑤一般管理費	(※3)	(※3)	21,998	(※3)
計	286,275	270,553	270,553	15,721
消費税等	22,902	21,644	21,644	1,257
合計	309,177	292,198	292,198	16,978

(私学財団作成資料より監査人が作成)

※1から※3については、表 D5-5-5と同様のため、記載を省略する。

表 D5-5-6を見ると、いずれの業務も「作業費」が支出計画を上回って精算がなされている (合計 14,277 千円)。また、支出計画を下回った精算がなされた主な経費としては、「通信運搬費」(合計で 4,602 千円)、「備品・消耗品費」(合計で 2,146 千円) 及び「諸経費」(合計で 22,226 千円) などが挙げられる。これらの支出の詳細な内訳が必要となるが、契約締結に当たっては、私学財団から私学部に提出された「支出計画書」には、原因分析に必要な詳細な内訳 (例えば、作業費や諸経費など) が示されていない。そのため、監査人は監査の過程で詳細な内訳の提示を要求したが、私学部からの提示はなされなかった。

この点、私学部は「契約締結時に提出され、両者合意した「支出計画書」に対し、経費の区分及びその内訳まで、精算時に実績との比較検証を適時適切に行っている。また、経費区分の内訳の更に詳細な費用に関しては、実績額の内容が本委託に関する支出である確認資料として求めているものであり、支出計

画書作成時には不要と考えている。なぜなら、契約の相手方の履行方法を過度に限定するべきではないと考えるからである。」と主張する。

確かに、契約の相手方の履行方法を過度に限定することに問題があるとする私学部の主張には一定の理解ができる。

しかしながら、私学財団が作成した「支出計画書」に詳細な費用が盛り込まれていないければ、私学部が「仕様書」等で求める業務内容が網羅しているかどうかを確認することができず、また、計画実績の比較分析の実効性を担保することはできないと考えられる。

(意見 2-3-2) 支出計画の検証について

「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託 (概算契約)」の委託に要する経費には、様々な費用が含まれているが、私学財団が私学部に提出した「支出計画書」においては、経費区分の内訳のみであり、詳細な費用 (例えば、作業費や諸経費の内訳など) が記載されていない。

このような状況では、契約締結時に両者合意した支出計画と私学財団が業務を行った結果としての実績との比較検証を適時適切に実施したとする私学部の主張及びその実効性には疑念を持たざるを得ない。

少なくとも、私学部は明瞭性の観点から、「支出計画書」の経費の区分を適切に定義し、これを「支出計画書」などの様式に反映させることとされたい。その上で、委託費用の精算の合理性を確認するため、計画と実績の比較を行うとともに、事後的に私学部が適時適切な検証を行っていることを疎明できる体制を構築することとされたい。

⑤ 予定価格と実績との比較について

上記④「支出計画と実績との比較について」に記載のとおり、私学財団から提出された「支出計画書」の詳細な内訳 (例えば、作業費や諸経費など) が不明であったため、支出計画額と実績額とを比較検証することができないことから、ここでは代替的な手段として、私学部が積算した「予定価格」の内訳金額と私学財団の実績額を比較分析することとする。以下の⑥「賃借料・共益費の取扱いについて」も同様である。

なお、私学部が積算した「予定価格」と私学財団から提出された「支出計画書」との差額は、税込金額で 85,090 円であり大きな乖離がないことから、「予定価格」を比較分析の数値として採用しても問題は無いものと判断している。

表 D5-5-7 予定価格と実績比較 (合計)

項目	予定価格		実績		差額 A-B
	A	B	A	B	
(1) 作業費	167,398	176,577	167,398	176,577	△9,179
①外注委託	(※1) 160,902	158,366	(※1) 160,902	158,366	2,536
②機械保守委託	(※2) 2,031	1,803	(※2) 2,031	1,803	228
③移転作業・工事等	(※3) 4,464	16,407	(※3) 4,464	16,407	△11,943
(2) 通信運搬費	(※4) 11,870	5,897	(※4) 11,870	5,897	5,972
(3) 備品・消耗品費	(※5) 12,796	12,653	(※5) 12,796	12,653	142
(4) 諸経費	85,700	68,571	85,700	68,571	17,129
①賃借料・共益費 (オプイヌ)	(※6) 40,673	23,550	(※6) 40,673	23,550	17,123
②光熱水費清掃	(※7) 2,083	2,740	(※7) 2,083	2,740	△656
③諸経費	-	123	-	123	△123
④人件費	(※8) 21,209	20,159	(※8) 21,209	20,159	1,049
⑤一般管理費	(※9) 21,734	21,998	(※9) 21,734	21,998	△263
(5) その他	(※10) 8,593	6,853	(※10) 8,593	6,853	1,739
計	286,358	270,553	286,358	270,553	15,804
消費税等	22,903	21,644	22,903	21,644	1,259
合計	309,262	292,198	309,262	292,198	17,064

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

- ※1 「外注委託」には、出典の積算内訳「申請書類確認業務等」の金額を記載している。
- ※2 「機械保守委託」には、出典の積算内訳「DB管理」の金額を記載している。
- ※3 「移転作業・工事等」には、出典の積算内訳「増設工事費」の金額を記載している。
- ※4 「通信運搬費」には、出典の積算内訳「通信費」の金額を記載している。
- ※5 「備品・消耗品費」には、出典の積算内訳「事務用品購入」及び「備品購入費」の合計金額を記載している。
- ※6 「賃借料・共益費 (オプイヌ)」には、出典の積算内訳「賃料」及び「共益費」の合計金額を記載している。
- ※7 「光熱水費清掃」には、出典の積算内訳「建物維持管理」の金額を記載している。
- ※8 「人件費」には、出典の積算内訳「人件費」及び「人件費 (東京都人事委員会勧告区別単純上乘せ)」の合計金額を記載している。
- ※9 「一般管理費」には、出典の積算内訳「管理費 (10%)」の金額を記載している。
- ※10 「その他」には、出典の積算内訳「申請・周知用印刷作成」、「学校説明会会場借上」及び「事務機器リース」の合計金額を記載している。

(単位：千円)

⑥ 賃借料・共益費の取扱いについて

表D5-5-7のとおり、「賃借料・共益費(オプイヌ)」で使用しなかった金額17,123千円の一部を、予定価格を上回る「移転作業・工事等」11,943千円、「光熱水費清掃」656千円、「諸経費」123千円及び「一般管理費」263千円の一部に充当している。

しかしながら、仮に「賃借料・共益費(オプイヌ)」を予定価格に含めていなかったとするならば、他の費目(外注委託、機械保守委託、通信運搬費、備品・消耗品費、人件費及びその他)の余剰分の合計額11,666千円では、予定価格を上回る費目(移転作業・工事等、光熱水費清掃、諸経費及び一般管理費)の合計額12,985千円的全額を補填することはできない。つまり、「賃借料・共益費(オプイヌ)」の余剰分があったために、実績が予定価格を下回る結果となっているだけであり、実際には、「賃借料・共益費(オプイヌ)」以外の費目の合計額は予定価格を超えていることを意味する。

これを具体的な計算式で示せば、以下のとおりとなる。

【A：賃借料・共益費の予定価格と実績との差額】

(予定価格) 40,673千円 - (実績) 23,550千円 = (差額) 17,123千円

【B：予定価格と実績との差額】

(予定価格) 286,358千円 - (実績) 270,553千円 = 15,804千円

【A-B：賃借料・共益費の実績差額から他の費目に流用(補填)されたと見込まれる額】

17,123千円 - 15,804千円 = 1,319千円

ここで改めて、契約の起工からの締結に至るまでのフローを確認すれば、表D5-5-8のとおりとなる。

表D5-5-8 契約の起工から締結に至るまでのフロー

日付	実施内容
平成 26 年 1 月 15 日	【私学部】 概算契約の起案
平成 26 年 2 月 14 日	【私学財団】 飯田橋ビル 賃貸借契約書締結
平成 26 年 2 月 24 日	【私学部】 概算契約の起案承認 (予定価格決定)
平成 26 年 2 月 27 日	【私学部】 審査結果通知
平成 26 年 3 月 11 日	【私学財団】 私学財団から見積書徴収、契約相手方の決定
平成 26 年 3 月下旬	平成 26 年度 歳入歳出予算 確定
平成 26 年 4 月 1 日	契約の締結

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-5-8 のとおり、平成 26 年 2 月 24 日に表 D5-5-7 で使用した予定価格が決定され、3 月 11 日に私学財団から見積書を徴収し、契約の相手方として決定し、4 月 1 日に契約を締結している。

ここで何を問題視しているかと言えば、①委託に要する経費のうち「賃借料」は、2 月 14 日に賃貸借契約が締結されオプオプの「賃借料」の金額が確定していること、②契約の相手方の決定時 (3 月 11 日) から契約締結時 (4 月 1 日) まで時間的余裕があり、私学部は私学財団から本契約の履行場所の情報を入手できる機会があったこと、③「賃借料」は直接業務費ではないため、契約相手方に対して直接業務費の自由裁量の余地を認める必要性はないことからすると、少なくとも、4 月 1 日に締結した本契約においては、「賃借料」は確定した金額をもって契約を締結する、又は実費精算を前提とした契約を締結する余地があったのではないかと考えられる。つまり、私学部が前述の「支出計画書」の詳細な費目を入手するとともに、契約の履行能力の確認のために、本契約を履行するオプオプの場所や「賃借料」の情報を適切に入手していれば、本契約の締結時に契約金額を見直すことは可能であったと考えられる。また、契約書上に実費精算の条項を追加することで、概算契約の精算時に余剰分を発生させないことも可能であったと考えられる。

私学部は、このような確認又は条項を追加せず、確定した「賃借料」(23,550 千円)を大きく上回る金額(40,673 千円)をもって概算契約を締結したことで、結果的に他の費用に流用(補填)する形になってしまったのである。

以上より、私学部は、契約締結時点では、業務量が不確定な直接業務費については、概算契約によらざるを得ないとしても、業務量とは直接関係のないオプオプの賃料・共益費については、確定した金額での契約締結、又は実費精算とする条項を追加する余地があったと考えられる。このような考え方からすると、私学部は、平成 26 年度の委託費用を少なくとも 1,319 千円を削減できたものと言える。

(意見 2-33) 賃借料・共益費の取扱いについて

私学部は、「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託(概算契約)」を締結するに当たり、業務量が不確定な直接業務費(人件費など)については、概算契約によらざるを得ないとしても、業務量とは直接関係のないオプオプの賃料・共益費(以下、「賃借料等」という。)については、確定した金額を概算契約に盛り込む又は実費精算とする条項を追加する余地があったものと考えられる。

概算契約は、契約の上限額を定める契約であるため、一定の制限を設けない

と、経済性の観点が失われるおそれがある。かかる観点からすると、本契約の場合は、賃借料等という確定した情報を考慮し、その上限額を必要最小限に抑えることで直接業務費の経済的合理性を確保することは可能であったと考えられる。このような考え方にたつて、本契約を締結したと仮定した場合、私学財団に支払った平成 26 年度の委託料は、少なくとも 1,319 千円を削減できたものと推測される。

概算契約自体は制度上否定されるものではないが、概算契約により契約を締結する場合は、私学部は、経済性の観点から、より慎重な姿勢をもって契約を締結することとされたい。

⑦ 私学財団が行う備品等の調達について

私学財団が本契約で定められた委託業務の範囲内で行った備品等の購入契約のうち一部を抽出したものが、表 D5-5-9 である。

私学財団の財務規程では、予定価格が 200 万円未満の売買契約は随意契約によることが許容されているため、表 D5-5-9 を見ると、形式的には問題がないようにも思える。しかしながら、この 2 つの契約の購入時期は同じ時期であり、かつその合計額が 200 万円を超えることからすると、本来は、指名競争入札をもって一括発注しなければならない案件であると考えられる。

一般的に、机やいすなどの事務用機器は、特定のメーカーから購入しなければならぬとする理由に乏しいと考えられることから、より競争性、公正性及び経済性が担保された契約手法によって購入すべきである。

したがって、私学部は、表 D5-5-9 のような案件の場合には、私学財団が一括発注により備品等を購入するよう何らかの仕組みを構築する余地があったと考えられるが、これを実施していない。

表 D5-5-9 私学財団の備品購入契約(一部抜粋)

(単位:千円)

件名	契約方法	契約金額(税込)
就学支援金事務用テーブルの購入及び経費の支出	随意契約 (平成 26 年 6 月)	1,130
就学支援金事務用回転いす外 3 点の購入及び経費の支出	随意契約 (平成 26 年 6 月)	1,976
合計		3,107

(私学財団作成資料より監査人が作成)

この点、私学部は「通常委託契約において、契約の委託者は、受託者の物品調達方法について指導する権限を有さない」と主張する。

しかしながら、都の所有に属する一定金額以上の備品等を購入する場合は、たとえ受託者に備品等の調達を行うことを許容したとしても、私学部は競争性・公平性・経済性を担保できるような仕組みを契約書又はその仕様書に明記するなどして、私学部が直接備品等を調達する場合と比べて遜色ないよう工夫すべきであったと考えられる。

(意見2-34) 私学財団が行う備品等の調達について

私学財団は、「平成26年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」に基づき、都の所有に属する事務用機器の購入契約を2件締結している（契約金額の合計3,107千円）。しかしながら、この契約は本来指名競争入札等によって購入すべき案件であったと考えられるが、契約単位を分割することによって随意契約としてしていることから、競争性・公正性・経済性の観点が失われている。

私学部は、都の所有に属する備品等の購入業務を委託契約に含める場合には、私学部が直接備品等を調達する場合と比べて遜色ないように、契約書又はその仕様書上で受託者の調達方法に制限を設けるなどして、競争性・公正性・経済性が担保されるよう工夫されたい。

6. 東京都育英資金の管理について

(1) 東京都育英資金貸付事業の概要について

東京都育英資金貸付事業は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒・学生のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に、社会に貢献し得る人材として育成する目的で、無利息で奨学金を貸付制度である。東京都育英資金は生徒・学生本人へ貸与するものであり、生徒・学生本人が返還することになっている。

東京都育英資金貸付事業は、高等学校等の修業期間に毎月、表D5-6-1の金額を無利子で貸し付け、卒業（辞退、退学があった場合はその月まで）後6か月の猶え置き期間において、最長15年を掛けて返済を受けることとなっている。

表D5-6-1 東京都育英資金 貸付月額

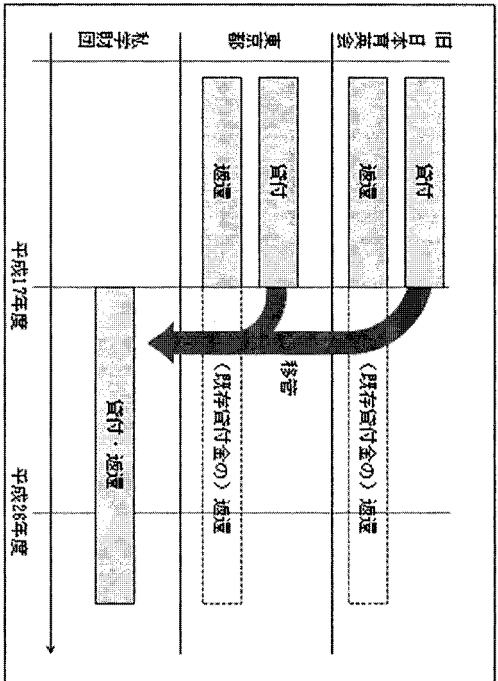
種別	貸付月額	
	国公立	私立
高等学校・高等専門学校	18,000円	(21年度以降入学者) 35,000円 (20年度以前入学者) 30,000円
専修学校 (高等課程)	18,000円	(21年度以降入学者) 35,000円 (20年度以前入学者) 30,000円
専修学校 (専門課程)	45,000円	53,000円

〔東京都の教育〕より監査人が作成

都において当該事業は昭和29年から実施されているが、平成17年度以降の高等学校等の入学者に対する貸付けから、国の「特殊法人等整理合理化計画」の一環として、旧日本育英会が実施していた高校奨学金事業が都道府県に移管されることに伴い、国から移管を受ける奨学金事業と既存の東京都の奨学金制度を一本化するとともに、平成17年度の新規採用分から、実施主体を私学財団に移している。

このため、平成17年度以降、私学部と私学財団の合計ベースの貸付額は表D5-6-2のとおり大幅に増加している。

図 D5-6-1 育英資金貸付事業における業務移管イメージ



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-6-2 育英貸付金の残高の推移

年度	私学部の管理分	私学財団の管理分	計
平成 17 年度	-	641,063	641,063
平成 18 年度	7,120,995	1,906,405	9,027,400
平成 19 年度	6,176,578	3,593,139	9,769,717
平成 20 年度	5,221,417	5,164,390	10,385,807
平成 21 年度	4,351,456	6,857,370	11,208,826
平成 22 年度	3,683,954	8,605,109	12,289,063
平成 23 年度	3,053,308	10,350,198	13,403,506
平成 24 年度	2,460,784	11,963,335	14,424,120
平成 25 年度	1,923,035	13,348,390	15,271,425
平成 26 年度	1,448,850	14,336,531	15,785,381

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(単位：千円)

ここで、平成 16 年度以前の既存の育英資金事業については私学財団に移管せず、私学部が引き続き事業を行っていることから、私学部と私学財団それぞれにおいて育英資金事業を行っている。

この点について、私学部の説明によれば、「育英資金事業は、国の高校奨学金事業が平成 17 年度に地方に移管されることに伴い、事業実施主体を私学財団に移したものである。国から各都道府県に移管される対象は、平成 17 年度以降の入学者としており、平成 16 年度以前の入学者の貸与や返還業務は、引き続き独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施することとされた。私学財団への移管に伴う奨学生等の混乱を避けるとともに、事務を円滑に進めるため、私学部においても国と同様、新規貸付分から移管することとした」とのことである。

(2) 東京都育英資金貸付金の回収状況及びそのスキームについて

① 回収の状況について

私学部及び私学財団の育英資金貸付金の回収の状況は以下のとおりである。要回収額とは、当該年度に回収すべき育英資金の金額である。これに対し、実際に計上された金額の割合を回収率として算定している。

表 D5-6-3 私学部における年度別回収状況

年度	要回収額 (千円)	実際回収額 (千円)	滞納額 (千円)	回収率 (%)
平成 17 年度	1,882,298	1,120,356	760,925	59.5
平成 18 年度	1,812,212	1,072,988	729,052	59.2
平成 19 年度	1,721,683	991,386	728,051	57.6
平成 20 年度	1,644,716	892,228	752,453	54.2
平成 21 年度	1,591,974	802,899	789,075	50.4
平成 22 年度	1,554,051	729,989	824,061	47.0
平成 23 年度	1,531,065	695,781	835,283	45.4
平成 24 年度	1,471,663	620,921	850,633	42.2
平成 25 年度	1,429,157	566,833	858,788	39.7
平成 26 年度	1,378,294	517,364	859,151	37.5

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 不納欠損額があるため、「要回収額－実際回収額＝滞納額」とならない場合がある。また、要回収額には繰上償還額も含まれている。

表 D5-6-4 私立学財団における年度別回収状況

年度	要回収額(千円)	実際回収額(千円)	滞納額(千円)	回収率(%)
平成17年度	9,225	9,225	0	100.0
平成18年度	43,093	43,006	87	99.8
平成19年度	185,145	183,807	1,337	99.3
平成20年度	280,942	272,580	8,362	97.0
平成21年度	400,568	376,511	24,056	94.0
平成22年度	576,622	531,681	44,941	92.2
平成23年度	782,402	709,861	72,540	90.7
平成24年度	1,000,309	888,231	112,078	88.8
平成25年度	1,208,419	1,044,684	163,735	86.5
平成26年度	1,503,300	1,281,265	222,035	85.2

(私立学財団作成資料より監査人が作成)

※ 要回収額には繰上償還額も含まれている。

表 D5-6-3 及び表 D5-6-4 から分かるように、私立学部・私立学財団のいずれも、滞納額が増加し、年々回収率が低下している状況である。

ここで、東京都育英資金貸付条例施行規則第18条によれば、制度上、返還すべき期限までに貸付金が返還されなかったときは、年14.6%の割合で計算した違約金(延滞利息)が加算されることになっている。しかしながら、私立学部及び私立学財団の説明によれば「経済的な事由により修学困難な者に貸し付けるものである」ので、借受者が返還能力の限りに返還しているとみなし、元金の回収を優先し、通常は違約金を取ってはいない」という状況で、私立学部所管分については違約金を徴収又は免除する手続を特に定められておらず、また私立学財団所管分については理事長が個別に判断しているとのことである。

(指摘2-3) 違約金(延滞利息)の回収について

私立学財団が行う育英資金貸付事業は、制度上、返還すべき期限までに返還されなかったときは、年14.6%の割合で計算した違約金(延滞利息)が加算されることになっている。しかしながら、徐々に返還率が悪化しており、平成26年度末現在には、私立学財団所管分で222百万円の滞納額が存在している事の中で、これに係る大部分は違約金が請求されず、また実際に回収できていない事例が少なくない。私立学財団は、制度上の規定を担保するよう、公平性・有効性などの観点から、違約金の徴収及び免除に関する手続を適切に定めることとされたい。

② 回収コストについて

平成24年度から平成26年度について、私立学部又は私立学財団が回収に要しているコストは、表D5-6-5及び表D5-6-6のとおりである。表D5-6-3及び表D5-6-4からも分かるように、年を追うごとに滞留債権の額が増加しており、そのような中で、回収に要するコストも増加傾向にある。特に、制度上の古い奨学資金貸付けが多い私立学部所管分は、回収額に占める割合や1件当たり回収費用も増加していることが見て取れる。

表 D5-6-5 私立学部における回収コストの推移 (平成24年度から平成26年度)

年度	【私立学部所管分】		B/A (%)	件数C (※2) (件)	1件当たり費用B/C(円)
	回収額A(千円)	回収費用B(千円) (※1)			
平成24年度	620,921	37,336	6.0	20,936	1,783
平成25年度	566,833	39,969	7.1	19,231	2,078
平成26年度	517,364	45,030	8.7	16,694	2,697

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-6-6 私立学財団における回収コストの推移 (平成24年度から平成26年度)

年度	【私立学財団所管分】		B/A (%)	件数C (※2) (件)	1件当たり費用B/C(円)
	回収額A(千円)	回収費用B(千円) (※1)			
平成24年度	888,231	46,775	5.3%	13,921	3,360
平成25年度	1,044,684	52,935	5.1%	17,440	3,035
平成26年度	1,281,265	66,120	5.2%	21,269	3,109

(私立学財団作成資料より監査人が作成)

※1 回収に係る人件費と回収委託業者への委託費等の合計

※2 回収した納入通知書、納付書の枚数

③ 連帯保証人の設定と借入証書の回収について

私立学部は、育英資金貸付において、回収の実効性を高めるため、奨学者への条件として、申込時に第一連帯保証人(原則として申込者を扶養する父母)の設定を、貸付終了に当たり「借入証書」の提出と、申込者とは別生計の第二連帯保証人の設定を求めている(東京都育英資金貸付条例施行規則第8条、第14条、第15条)。

そこで、私学部及び私学財団に連帯保証人の設定状況及び借用証書の回収状況を確認したところ、表 D5-6-7 のとおり、連帯保証人に未登録者が存在し、借用証書も全件を回収できていないことが判明した。

表 D5-6-7 東京都育英資金 連帯保証人未設定と借用証書未回収の状況

対象	私学部所管分	私学財団所管分
第一連帯保証人	48	0
第二連帯保証人	45	149
借用証書	97	57

(単位：件)

(生活文化局及び私学財団作成資料より監査人が作成)

私学部の事務マニュアルでは、「再三の督促にもかかわらず支払の意思が見られない返還者又は返還者が住所不明等のため連絡が取れないときは、連帯保証人への督促を実施する。連帯保証人へ督促する場合は、返還者に対し、督促実施の事前通知を行うこと。」として定めているが、監査人が確認した時点において、私学部が第二連帯保証人に催告している件数は限られたものとなっている。また、私学財団では、連帯保証人に対してどのような場合に催告を行うのか定められたものが存在しておらず、監査時点において、第二連帯保証人に対する積極的な催告はされていない状況であった。

(指摘 2-4) 連帯保証人の設定と借用証書の回収について  
東京都育英資金貸付条例施行規則では、奨学者への条件として、申込時に第一連帯保証人(原則として申込者を扶養する父母)の設定を、貸付終了に当たり「借用証書」の提出と、申込者とは別生計の第二連帯保証人の設定を定めているが、私学部及び私学財団では、連帯保証人の未設定が合計 242 件、借用証書の未回収が合計 154 件も存在する。私学財団は、回収の手順を定めた各種マニュアルを準備しているものの、回収実績については改善の余地がある。以上の状況から、私学財団は、公平性・有効性などの観点から、制度上必要とされている第二連帯保証人の設定及び借用証書の回収を更に促進するための方を検討されたい。

④ 私学財団に対する育英資金貸付事業に係る補助金について

私学財団が実施する東京都育英資金貸付事業に対して、私学部は私学財団に対して補助を実施している。「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」第 3 において、この補助金について、補助対象経費及び交付額の算定方法は、表 D5-6-8 のとおりである。

表 D5-6-8 補助対象経費と交付額の算定方法

補助対象事業	補助対象経費	交付額の算定方法
育英資金貸付事業	貸付事業費	当該年度に必要な貸付原資の総額から当該年度に財団が収入した返還金の総額及び前年度繰越金(※)を控除した額
	事務費	補助対象事業の実施に必要な経費の合算額(人件費を含み、貸付原資を除く。)

(「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」第 3 より監査人が作成)  
※ 高等学校等奨学金事業交付金交付要綱に基づき交付金を原資とする補助金に繰越が生じた場合は、翌年度の貸付原資に充当できる。

平成 24 年度から平成 26 年度において、私学部から私学財団に対する東京都育英資金貸付事業補助額の推移は、表 D5-6-9 のとおりである。

表 D5-6-9 補助額の推移

年度	育英債権		差引
	貸付総額	返還金収入	
平成 24 年度	2,501,368	888,231	1,613,136
平成 25 年度	2,437,824	1,044,684	1,393,139
平成 26 年度	2,273,660	1,281,265	992,394

(単位：千円)

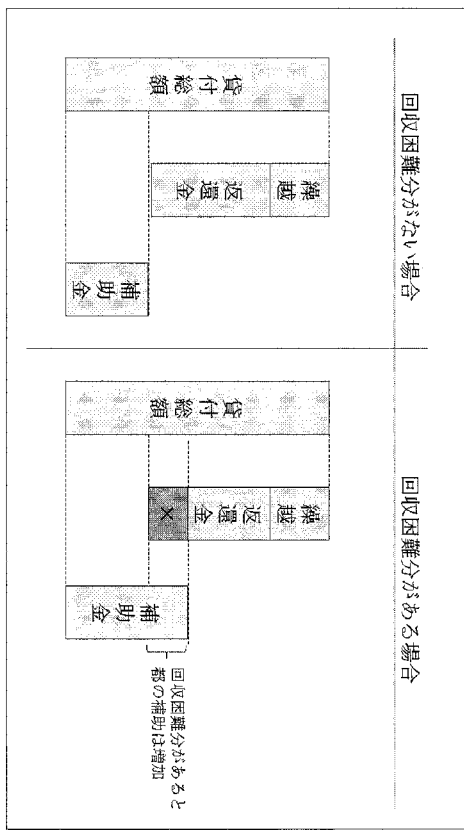
年度	補助金		計
	事業費補助	事務費補助	
平成 24 年度	1,613,136	108,623	1,721,760
平成 25 年度	1,393,139	109,292	1,502,432
平成 26 年度	992,394	116,158	1,108,552

(私学財団作成資料より監査人が作成)

表 D5-6-9 のとおり、貸付総額が減少している一方、回収期限の到来により、徐々に回収が増えることから、補助額は徐々に減少していることが見て取れる。私学部によれば、この貸付総額の減少は、高等学校等就学支援金、東京都私立学校等授業料軽減助成金及び私立高等学校等奨学給付金等保護者負担軽減制度の充実と経済状況の好転と推察されることである。

私学財団が実施する育英資金貸付事業について、私学部は育英事業費補助金として必要資金を私学財団に交付するが、この補助金は「貸付総額一回収された返還金一前年度からの繰越金」という算式で計算されることになっている。この算式は、奨学生からの返還金が発生し、それが新たな貸付けの原資となつて資金が循環するという正常な資金循環を前提としている。しかしながら、このスキームでは、返還の遅延や未返還が生じた場合、その金額も補助の対象になるが、補助金交付要綱等において、このような場合の取決めがないことから、結果として、私学部が未返還等による損失を負担することになる。

図 D5-6-2 損失の負担関係



※ ×部分は回収困難分（回収困難分には、実際に免責した金額のみならず、回収が遅延している部分、実質的に回収ができない部分を含む）  
 （生活文化局作成資料より監査人が作成）

以上を鑑みると、私学部は実質的な損失負担者として、私学財団における育英資金貸付事業に関しても、返還率を向上させるための取組や、滞留の発生状況、滞納者に対する対応等を適切に管理・モニタリングする必要がある。

ここで、都の取組を私学部に質問したところ、以下の回答を得た。

私学財団においては、私学部と協議の上、滞納を回避するための施策を講じ、滞納を未然に防ぎ、また、滞納額を回収することに努めている。

滞納を回避（滞納防止及び回収）するために講じている施策は以下のとおり。

- ・払込期限ごとの口座振替による債権回収を実施
- ・口座振替不能の場合はコンビニ収納による回収
- ・コンビニ収納払込票送付後、指定期限に納付がないものに対して督促状を送付
- ・収納代行と連動し、債権回収会社による架電支払案内（一部現地調査を含む）

このような取組を行っているため、これらが回収率の向上に一定の効果をもたらしている面を否定することはできないが、このような取組だけではなく、滞納等の発生状況に関する私学部のモニタリング体制も質問したところ、「私学財団が返還金を免除し、貸倒処理を行う場合には、私学部との協議を行わせていること、また滞留状況については、決算報告の一環として貸倒引当金の設定状況、滞納分の要回収額、回収額、未回収額の報告を受けている。」との回答であった。しかしながら、貸付終了時の第二連帯保証人の設定状況、借用証書の回収状況、時効管理も含めた返還遅延債権の督促状況の確認を実施していない。

（意見2-35）私学財団が実施する育英資金貸付事業に関するモニタリングについて

私学財団が実施する東京都育英資金貸付事業に対して、私学部は補助を実施しているが、この補助金は「貸付総額一回収された返還金一前年度からの繰越金」という算式で計算されるため、返還の遅延や未返還が生じた場合、その金額も補助の対象になる。補助金交付要綱等において、このような場合の補助対象について取決めがないため、結果として、私学部が未返還等による損失を負担することになる。しかしながら、私学部は、私学財団と滞納回避策の協議や決算処理の報告を受けるなどを行っているものの、貸付け終了時の第二連帯保証人の設定状況、借用証書の回収状況、時効管理も含めた返還遅延債権の督促状況の確認を実施していないことから、このような状況の確認を含め、私学財団の債権回収の管理状況を適時適切にモニタリングする体制を構築することとされた。